

防府市再犯防止推進協議会設置要綱

令和3年9月1日制定

(目的及び設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律の規定に基づき防府市再犯防止推進計画(以下「推進計画」という。)における施策を推進するとともに、本市の再犯防止に関する課題及び対応等について関係機関と情報共有を図るため、防府市再犯防止推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の策定、見直しに関すること
- (2) 推進計画の評価に関すること
- (3) 再犯防止に関する課題や施策等に関すること
- (4) その他、協議会の目的達成に関して必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は別表の団体から推薦された者をもって充てる。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、協議会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は会長をもって充てる。
- 3 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明をさせ又は必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、防府市健康福祉部社会福祉課人権推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表

区分	関係団体等
国関係機関	山口地方検察庁 山口保護観察所 防府公共職業安定所 山口刑務所
司法関係団体	山口県弁護士会
県関係機関	山口健康福祉センター 山口中央児童相談所
社会福祉関係団体	防府市社会福祉協議会
地域協力団体	防府市自治会連合会 防府市民生委員児童委員協議会
民間協力団体	防府保護区保護司会 防府市更生保護女性会 防府更生保護協力雇用事業者の会
学校関係機関	防府市小学校長会 防府市中学校長会 山防地区高等学校生徒指導連絡協議会